

# 資 料

## 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則（平成17年東大阪市規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年東大阪市規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成20年10月1日現在 (50音順、敬称略)

氏名	所属	障害者 専門分科会
新崎 国広	大阪教育大学准教授	
安西 勝美	東大阪市人権擁護委員会常務委員	
稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科准教授	
井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師	
上田 晏弘	東大阪市民健康づくり推進協議会会長	
梅原 勝美	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長	
○ 大西 信弘	東大阪市社会福祉協議会副会長	
大西 雅裕	華頂短期大学社会福祉学科教授	□
小野 剛	連合東大阪幹事	
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団東大阪市療育センター長	
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会会長	□
◎ 関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授	
芹生 昌樹	東大阪労働組合総連合事務局幹事	
高山 昌弘	東大阪市私立保育会副会長	
辻本 謙嗣	東大阪市福祉施設会会長	
寺脇 千歳	東大阪市母子寡婦福祉会会長	
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	
永見 恵子	東大阪市自治協議会女性常任理事	
林 淑美	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長	□
東口 まち子	東大阪市議会議員	
藤本 義隆	東大阪市意岐部地域人権協会事務局長	
前田 正廣	東大阪市校区福祉委員会連絡会委員	
槇野 勝信	東大阪市身体障害者福祉協会相談役	□
松井 保博	東大阪市議会議員	
松嶋 剛	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局長	□
松田 敏明	弁護士	
○ 松端 克文	桃山学院大学社会学部准教授	■
松村 暢彦	大阪大学大学院工学研究科准教授	□
松本 邦男	東大阪市老人クラブ連合会副会長	
三星 昭宏	近畿大学理工学部教授	
山野 忠	東大阪労働団体連絡協議会	□
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部准教授	

社会福祉審議会 ◎ 委員長 ○ 副委員長  
 障害者専門分科会 ■ 会長 □ 委員

# 東大阪市障害者計画等策定合同審議会設置要綱

(名称)

第1条 障害者基本法第9条第3項の規定に基づく東大阪市障害者基本計画

(以下「東大阪市新障害者プラン」という)並びに障害者自立支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「東大阪市障害福祉計画」という)の両計画を総称して東大阪市障害者計画等という。

(設置)

第2条 東大阪市新障害者プランの中間年として前期5年の点検・見直しのもと後期5年計画の策定、および東大阪市障害福祉計画の第2期障害福祉計画を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者の意見を反映させるために、東大阪市障害者計画等策定合同審議会(以下「合同審議会」という。)を設置する。

(目的)

第3条 合同審議会は、両計画を策定するにあたり、次の各号に掲げる事項について意見集約することを目的とする。

- (1) 身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2) 地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、および地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進、および地域ネットワークの強化などに関する事項

(組織)

第4条 合同審議会は、次の各号に掲げる組織から委員を選出し、その委員を22人以内とする。

- (1) 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- (2) 東大阪市自立支援協議会
- (3) 東大阪市こころの健康推進連絡協議会
- (4) 東大阪市障害福祉計画策定懇話会

(任期)

第5条 委員の任期は、東大阪市新障害者プラン後期計画および第2期東大阪市障害福祉計画策定が完了するまでとする。

(会長)

第6条 合同審議会の会長(以下「会長」という。)は東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が任につくものとする。

(会議)

第7条 合同審議会は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第8条 合同審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 合同審議会の庶務は、健康福祉局福祉部障害者支援室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

# 東大阪市障害者計画等策定合同審議会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
東大阪市社会福祉 審議会障害者専門 分科会	華頂短期大学社会福祉学科	大西 雅裕
	東大阪市手をつなぐ親の会	坂本 ヒロ子
	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会	林 淑美
	東大阪市身体障害者福祉協会	槇野 勝信
	東大阪市人権長瀬地域協議会	松嶋 剛
	桃山学院大学社会学部	松端 克文
	大阪大学大学院工学研究科	松村 暢彦
	東大阪労働団体連絡協議会	山野 忠
東大阪市自立支援 協議会	地域ケアに関する学識経験者 (法円坂法律事務所)	江野尻 正明
	地域ケアに関する学識経験者 (東大阪市立心身障害児通園施設内診療所)	勝山 真介
	障害当事者のうち市長が定める者 (公募委員)	楠 敏雄
	相談支援事業者の代表 (障害者生活支援センターひびき)	高井 博之
	障害者を雇用している企業の代表 (株式会社 白栄舎)	高見 正章
東大阪市こころの 健康推進連絡協議 会	社会福祉法人 天心会	東 司
	社会福祉法人 ハートケア東大阪	安藤 麗子
	社会福祉法人 鴻池福祉会	宮戸 康雄
	八戸ノ里クリニック	森口 秀樹
東大阪市障害福祉 計画策定懇話会	公募委員	梅原 義教
	公募委員	地村 貴士
	公募委員	辻本 直子
	公募委員	西川 香里
	公募委員	桧尾 めぐみ

## 東大阪市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者、障害児、障害児の保護者又は障害者若しくは障害児の介護を行う者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(運営委員会)

第7条 協議会の個別の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(個別ケア会議)

第8条 協議会に、より特化した内容の協議が必要なときは、個別ケア会議を置くことができる。

2 個別ケア会議は、個別の困難事例に関わる関係機関の実務担当者をもって組織する。

(関係者の出席)

第9条 協議会、運営委員会及び個別ケア会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第10条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害者支援室において処理する。ただし、協議会の実務運営については、障害者の生活支援で十分な実績がある指定相談支援事業者（障害者自立支援法第32条に規定する者をいう。）に委託することができる。

(守秘義務)

第12条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 別表1（第3条関係）

相談支援事業者の代表

指定障害福祉サービス事業者の代表

東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表

東大阪市障害者就業・生活支援センター所長

地域移行支援センター長

高齢介護等の関係機関の代表

障害当事者のうち市長が定める者

地域ケアに関する学識経験者

障害者を雇用している企業の代表

布施公共職業安定所業務部長

大阪府障がい者自立相談支援センター所長

大阪府東大阪子ども家庭センター所長

大阪府こころの健康総合センター所長

大阪府立東大阪支援学校長

大阪府立八尾支援学校長

大阪府立たまがわ高等支援学校長

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団常務理事

財団法人東大阪市雇用開発センター専務理事

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長

東大阪市経済部長

東大阪市福祉部長

東大阪市健康部長

東大阪市教育委員会教育監

#### 別表2（第7条第2項関係）

相談支援事業者（市内8ヶ所）

指定障害福祉サービス事業者

東大阪障害児者福祉施設連絡会

東大阪市障害者就業・生活支援センター

地域移行支援センター

高齢介護等の関係機関

布施公共職業安定所(障害者雇用担当)

大阪府障がい者自立相談支援センター

大阪府東大阪子ども家庭センター  
大阪府こころの健康総合センター  
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)  
大阪府立八尾支援学校(進路担当)  
大阪府立たまたがわ高等支援学校(進路担当)  
東大阪市療育センター  
財団法人東大阪市雇用開発センター  
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会  
東大阪市経済部労働雇用政策室  
東大阪市福祉部障害者支援室  
東大阪市東福祉事務所(福祉係)  
東大阪市中福祉事務所(福祉係)  
東大阪市西福祉事務所(福祉係)  
東大阪市福祉部こども家庭室子育て支援課 家庭児童相談員  
東大阪市健康部保健所健康づくり課  
東大阪市保健所東保健センター  
東大阪市保健所中保健センター  
東大阪市保健所西保健センター  
東大阪市教育委員会学校教育推進室  
東大阪市教育委員会教育センター

## 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進のために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進に努めることを目的として、東大阪市こころの健康推進連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 精神障害者の福祉の増進と、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進支援に関すること。
- 2 精神障害に関する正しい知識の普及と啓発に関すること。
- 3 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は12名以内の委員で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げるもののうちから健康福祉局長が依頼又は指名する。
  - (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
  - (2) 本市健康福祉局職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は健康福祉局健康部保健所長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(実務担当者会議)

第7条 協議会に、その目的達成に向けて地域の状況を把握し、所掌事務の具体的な活動等について協議するため実務担当者会議を置く。

2 実務担当者会議の委員は、別表に掲げる機関等の実務担当者をもって充てる。

3 実務担当者会議は会長が招集し、議長は会長が指名する。

(部会)

第8条 協議会に、所掌事務の個別の課題を協議するため次の各号に掲げる部会を置く。

(1) アルコール問題予防部会

(2) 小規模通所授産施設部会

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康部保健所健康づくり課において処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会委員等は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

## 策定の経緯

	日 程	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十年	4月25日(金) 14:00~16:00	第1回東大阪市社会福祉審議会	○新障害者プラン進捗状況 ○第1期計画進捗状況 ○専門分科会の役割の確認
	6月5日(木) 10:00~12:00	第1回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○合同会議の位置付けについて ○新障害者プラン進捗状況 ○第1期計画進捗状況 ○策定スケジュールについて ○障害者ニーズ調査項目の検討 ○新障害者プランの施策の展開の現状と課題の確認について
	6月27日(金) 14:00~16:00	第2回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○障害者ニーズ調査の設問項目案、アンケート調査票(案)の検討
	9月12日(金) 14:00~16:00	第3回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○アンケート調査の中間集計結果 ○新障害者プラン見直しに向けて ○厚生労働省の計画策定の方針について
	11月10日(月) 14:00~16:00	第4回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○新障害者プランの骨子案の検討 ○第2期計画の骨子案の検討
	12月15日(月) 14:00~16:00	第5回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○新障害者プランの素案の検討 ○第2期計画の素案の検討
	12月24日(水)	パブリックコメントの募集開始 ○東大阪市のホームページで新障害者プランの素案と第2期計画の素案を公表	
平成二十一年	1月13日(火)~ 16日(金)	東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事等による計画素案の点検	○委員・幹事等に計画素案を配布 ○委員・幹事等による計画素案の点検・精査
	1月15日(木) 21日(水)	新障害者プラン・第2期障害計画策定に係る市民説明会	本庁舎、東公民館にて開催
	1月23日(金)	パブリックコメントの募集終了	
	2月2日(月) 10:00~12:00	第6回東大阪市障害者計画等策定合同審議会	○新障害者プラン(案)の検討 ○第2期計画(案)の検討
	2月23日(月) 10:00~12:15	第2回東大阪市社会福祉審議会	○新障害者プラン(案)、第2期計画(案)の報告